

<p>国家外汇管理局上海市分局 上海市商务委员会 关于印发《便利本市跨国公司地区总部 跨境资金管理实施办法》的通知 上海汇发〔2019〕85号</p> <p>上海市各外汇指定银行：</p> <p>为落实《上海市人民政府关于本市促进跨国公司地区总部发展的若干意见》（沪府规〔2019〕30号），进一步促进贸易投资便利化，服务实体经济发展，国家外汇管理局上海市分局、上海市商务委员会制定了《便利本市跨国公司地区总部跨境资金管理实施办法》（见附件），现印发给你们，请遵照执行。</p> <p>附件：便利本市跨国公司地区总部跨境资金管理实施办法</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局上海市分局 上海市商務委員會 2019年11月4日</p> <p>附件</p> <p style="text-align: center;">便利本市跨国公司地区总部 跨境资金管理实施办法</p> <p>第一条 为贯彻落实《上海市人民政府关于本市促进跨国公司地区总部发展的若干意见》（沪府规〔2019〕30号），支持跨国公司地区总部、总部型机构集聚上海、拓展功能和提升能级，促进贸易投资便利化，服务实体经济，制定本实施办法。</p> <p>第二条 上海市范围内符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构适用本实施办法。</p> <p>第三条 跨国公司地区总部、总部型机构可作为主办企业或指定一家主办企业经过备案开展跨国公司跨境资金集中运营管理业务（以下简称跨境资金池业务），集中运营管理境内外资金，按照集团商业模式进行资金归集、调拨、结算、套保、投资、融资等行为，办理外债和境外放款额度集中管理、经常项目资金集中收付和轧差净额结算等业务。</p> <p>第四条 跨国公司地区总部、总部型机构应直</p>	<p>国家外貨管理局上海市分局 上海市商務委員會： 《上海市多国籍企業地域本部クロスボーダー資金管理利便化実施弁法》印刷・公布に関する通知 上海匯發〔2019〕85号</p> <p>上海市各外貨指定銀行：</p> <p>《上海市人民政府：上海市多国籍企業地域本部の發展促進に関する若干の意見》（滬府規〔2019〕30号）を履行し、さらに貿易・投資利便化を促進し、実体經濟の發展に奉仕するために、国家外貨管理局上海市分局・上海市商務委員會は、《上海市多国籍企業地域本部クロスボーダー資金管理利便化実施弁法》（付屬文書参照）を制定し、ここに印刷・公布するため、真摯に執行されたい。</p> <p>付屬文書：上海市多国籍企業地域本部クロスボーダー資金管理利便化実施弁法</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局上海市分局 上海市商務委員會 2019年11月4日</p> <p>付屬文書</p> <p style="text-align: center;">上海市多国籍企業地域本部 クロスボーダー資金管理利便化実施弁法</p> <p>第一条 《上海市人民政府：上海市多国籍企業地域本部の發展促進に関する若干の意見》（滬府規〔2019〕30号）を徹底・履行し、多国籍企業地域本部・本部型機構の上海への集約・機能拡張およびレベル向上を支援し、貿易・投資利便化を促進し、実体經濟に奉仕するため、本実施弁法を制定する。</p> <p>第二条 上海市範圍内の条件に合致する多国籍企業地域本部・本部型機構に本実施弁法を適用する。</p> <p>第三条 多国籍企業地域本部・本部型機構は、主幹企業としてあるいは主幹企業一社を指定して備案を経て多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理業務（以下、クロスボーダープーリング業務）を行い、国内外資金を集中運用管理し、グループのビジネスモデルに基づき資金集中・振分・決済・リスクヘッジ・投資・融資などの行為を行い、外債および対外貸付限度額の集中管理・經常項目資金集中受払およびネットティングなどの業務を行うことができる。</p> <p>第四条 多国籍企業地域本部・本部型機構は、</p>
---	---

<p>接向国家外汇管理局上海市分局(以下简称外汇局)备案开展跨境资金池业务。</p> <p>第五条 跨国公司地区总部、总部型机构备案开展跨境资金池业务需满足以下条件:</p> <p>(一)主办企业和成员企业为跨国公司内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司;</p> <p>(二)具备真实业务需求;</p> <p>(三)具有完善的跨境资金管理架构、内控制度;</p> <p>(四)建立相应的内部管理电子系统;</p> <p>(五)上年度本外币国际收支规模超过1亿美元(参加跨境资金池业务的境内成员企业合并计算,主办企业在中国(上海)自由贸易试验区内的,国际收支规模要求调整为超过5000万美元);</p> <p>(六)近三年无重大外汇违法违规行为(成立不满三年的企业,自成立之日起无重大外汇违规行为);</p> <p>(七)主办企业和境内成员企业如为贸易外汇收支名录内企业,货物贸易分类结果应为A类;</p> <p>(八)金融机构(财务公司作为主办企业的除外)、地方政府融资平台和房地产企业不得作为主办企业或成员企业参与跨国公司跨境资金集中运营。</p> <p>(九)国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。</p> <p>第六条 跨国公司地区总部、总部型机构可选择上海市辖内符合条件的一家或多家银行作为合作银行开展跨境资金池业务;选择多家合作银行的,无需具体分配在各家银行的外债、境外放款等额度。合作银行需满足以下条件:</p> <p>(一)具备国际结算能力且具有结售汇业务资格;</p> <p>(二)近三年执行外汇管理规定年度考核B(含)类以上;合作银行考核等次下降,不符合上述条件的,仅能办理原有相应业务,不可再办理新业务;</p>	<p>国家外貨管理局上海市分局(以下、外管局)に直接備案のうえクロスボーダープーリング業務を行わなければならない。</p> <p>第五条 多国籍企業地域本部・本部型機構がクロスボーダープーリング業務を備案・実施する場合、以下の条件を満たしていなければならない:</p> <p>(一)主幹企業およびメンバー企業は、多国籍企業内部の相互に直接あるいは間接的に持分を保有・独立法人資格を有する各企業であること;</p> <p>(二)真実の業務ニーズを有していること;</p> <p>(三)完備されたクロスボーダー資金管理の枠組み・内部統制制度を有していること;</p> <p>(四)相応の内部管理電子システムを構築していること;</p> <p>(五)前年度の人民元・外貨の国際受払規模が1億米ドルを超えていること(クロスボーダープーリング業務に参加している国内メンバー企業の合算、主幹企業が中国(上海)自由貿易試験区内の場合、国際受払規模の要求を5,000万米ドル超に調整);</p> <p>(六)直近3年間に重大な外貨に係る法律・規定違反行為がないこと(設立から3年に満たない企業は、設立日以降に重大な外貨に係る法律・規定違反行為がないこと);</p> <p>(七)主幹企業および国内メンバー企業が貿易外貨受払企業リスト内の企業である場合、貨物貿易分類結果がA類であること;</p> <p>(八)金融機関(財務会社が主幹企業となる場合を除く)・地方政府融資プラットフォームおよび不動産企業は、主幹企業あるいはメンバー企業となり多国籍企業クロスボーダー資金集中運用に参加してはならない。</p> <p>(九)国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。</p> <p>第六条 多国籍企業地域本部・本部型機構は、協力銀行として上海市の管轄内の条件に合致する銀行一行あるいは複数の銀行を選択し、クロスボーダープーリング業務を行うことができる;複数の協力銀行を選択する場合、具体的に各銀行における外債・対外貸付などの限度額を振り分ける必要はない。協力銀行は、以下の条件を満たしていなければならない:</p> <p>(一)国際決済能力を有し、かつ両替業務資格を有していること;</p> <p>(二)直近3年間に執行された外貨管理規定年度考核がB類(B類を含む)以上であること;協力銀行の審査等級の降格により、上述の条件に合致しなくなった場合、元の相応する業務のみを取り扱うことができ、新たな業務を取り扱うことはできない;</p>
--	--

(三) 国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。

第七条 跨国公司地区总部、总部型机构或其指定的主办企业可持备案通知书，在经备案的合作银行直接开立国内资金主账户，以国内资金主账户为主办理跨境资金各项业务。确有需要的，可以选择一家境外成员企业开立NRA账户集中运营管理境外成员企业资金。国内资金主账户币种不设限制，为多币种(含人民币)账户，开户数量不予限制。

第八条 跨国公司地区总部、总部型机构可根据宏观审慎原则，集中跨境资金池境内成员企业外债额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展外债业务。跨国公司地区总部、总部型机构可以按照以下公式集中境内成员企业全部外债额度。

跨国公司外债集中额度 $\leq \Sigma$ 主办企业及参与集中的境内成员企业上年未经审计的所有者权益*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。

初始时期，跨境融资杠杆率为2，宏观审慎调节参数为1。国家外汇管理局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。

第九条 跨国公司地区总部、总部型机构可根据宏观审慎原则，集中跨境资金池境内成员企业的境外放款额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展境外放款业务。跨国公司地区总部、总部型机构可以按照以下公式集中境内成员企业全部境外放款额度。

跨国公司境外放款集中额度 $\leq \Sigma$ 主办企业及参与集中的境内成员企业上年未经审计的所有者权益*境外放款杠杆率*宏观审慎调节参数。

初始时期，境外放款杠杆率为0.3，宏观审慎调节参数为1。国家外汇管理局可根据整体境外放款情况、期限结构、币种结构等对境外放款杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。

(三) 国家外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。

第七条 多国籍企業地域本部・本部型機構あるいはこれらが指定する主幹企業は、備案通知書を持参のうえ、備案済の協力銀行において直接、国内資金主口座を開設し、国内資金主口座を主としてクロスボーダー資金の各業務を行うことができる。確かなニーズがある場合、国外メンバー企業1社を選択してNRA口座を開設し、国外メンバー企業の資金を集中運用管理することができる。国内資金主口座の通貨の種類は制限を設けず、マルチカレンシー（人民元を含む）口座の場合、口座開設数は制限しない。

第八条 多国籍企業地域本部・本部型機構は、マクロプルーデンス原則に基づき、クロスボーダープルーリング国内メンバー企業の外債限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自ら外債業務を行うことができる。多国籍企業地域本部・本部型機構は、以下の公式に基づき国内メンバー企業のすべての外債限度額を集中させることができる。

多国籍企業外債集中限度額 $\leq \Sigma$ 主幹企業および集中に参加する国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産 \times クロスボーダー融資レバレッジ率 \times マクロプルーデンス調節係数。

初期段階においては、クロスボーダー融資レバレッジ率は2、マクロプルーデンス調節係数は1とする。国家外貨管理局は、全体の対外負債状況・期限構成・通貨種類構造などに基づき、クロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節係数を調整することができる。

第九条 多国籍企業地域本部・本部型機構は、マクロプルーデンス原則に基づき、クロスボーダープルーリング国内メンバー企業の対外貸付限度額を集中させ、併せて集中した限度額内で商業慣例を遵守して自ら対外貸付業務を行うことができる。多国籍企業地域本部・本部型機構は、以下の公式に基づき国内メンバー企業のすべての対外貸付限度額を集中させることができる。

多国籍企業対外貸付集中限度額 $\leq \Sigma$ 主幹企業および集中に参加する国内メンバー企業の前年度末の監査済の純資産 \times 対外貸付レバレッジ率 \times マクロプルーデンス調節係数。

初期段階においては、対外貸付レバレッジ率は0.3、マクロプルーデンス調節係数は1とする。国家外貨管理局は、全体の対外貸付状況・期限構成・通貨種類構造などに基づき、対外貸付レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節係数を調整することができる。

第十条 简化跨境资金池业务外债和境外放款登记手续。外汇局出具备案通知书时，根据经备案集中的额度办理一次性外债登记和(或)境外放款登记，备案后跨国公司地区总部、总部型机构或其指定的主办企业无需分币种、分债权人(或债务人)逐笔办理外债(或境外放款)登记。

第十一条 实行资本项目外汇收入结汇支付便利化。跨国公司地区总部、总部型机构或其指定的主办企业在办理跨境资金池业务国内资金主账户内资本项目外汇收入支付使用时，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料；合作银行应按照展业原则进行真实合规性审核。

第十二条 跨国公司地区总部、总部型机构或其指定的主办企业可根据生产、经营、管理需要，通过跨境资金池业务国内资金主账户集中代理跨境资金池业务境内成员企业办理经常项目收支，开展经常项目资金集中收付业务。

第十三条 跨国公司地区总部、总部型机构或其指定的主办企业可通过跨境资金池业务国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，合并一定时期内收付交易为单笔交易，开展经常项目资金轧差净额结算业务。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

第十四条 跨境资金池业务境内成员企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务以及主办企业、境内成员企业的离岸转手买卖业务，不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算，应按现行规定办理。

第十五条 支持跨国公司地区总部、总部型机构开展具有真实合法贸易背景的非居民转手买卖业务。依法合规开展业务的企业可在银行直接办理相关外汇收支手续，由银行按展业三原则参考相关国际惯例为其提供便利化跨境金融服务。

第十条 クロスボーダープーリング業務の外債および対外貸付登記手続を簡素化する。外管局は、備案通知書を発行する際、備案済の集中限度額に基づき一回限りの外債登記および(あるいは)対外貸付登記を行い、備案後、多国籍企業地域本部・本部型機構あるいはこれらが指定する主幹企業は、通貨の種類別・債権者(債務者)別に一件毎に外債(あるいは対外貸付)登記を行う必要はない。

第十一条 資本項目外貨収入の人民元転支払利便化を実行する。多国籍企業地域本部・本部型機構あるいはこれらが指定する主幹企業は、クロスボーダープーリング業務において国内資金主口座内の資本項目外貨収入の支払・使用を行う際、事前に協力銀行に一件毎に真实性証明書類を提供する必要はない；協力銀行は、業務実施原則に基づき真実・コンプライアンス性審査を行わなければならない。

第十二条 多国籍企業地域本部・本部型機構あるいはこれらが指定する主幹企業は、生産・経営・管理の必要性に応じて、クロスボーダープーリング業務の国内資金主口座を通じて、クロスボーダープーリング業務の国内メンバー企業の經常項目受払の実施を集中・代理のうえ、經常項目資金集中受払業務を行うことができる。

第十三条 多国籍企業地域本部・本部型機構あるいはこれらが指定する主幹企業は、クロスボーダープーリング業務の国内資金主口座を通じて、その国内外メンバー企業の經常項目の未収・未払金を集中計算し、一定期間内の受払取引を1件の取引として合算し、經常項目ネットティング業務を行うことができる。原則、毎月のネットティングは1回を下回ってはならない。

第十四条 クロスボーダープーリング業務の国内メンバー企業は、《貨物貿易外貨管理ガイド》およびその実施細則の規定に基づき、《貨物貿易外貨業務登記表》により行う必要がある業務および主幹企業・国内メンバー企業のオフショア転売に係る売買業務については、經常項目資金集中受払およびネットティングに加えてはならず、現行の規定に基づき行わなければならない。

第十五条 多国籍企業地域本部・本部型機構が真実かつ合法的な貿易背景のあるオフショア転売に係る売買業務を行うことを支持する。法に基づきコンプライアンスに準拠して業務を行っている企業は、銀行において直接、関連外貨受払手

<p>第十六条 便利跨国公司地区总部、总部型机构的外籍员工参与A股股权激励资金管理。跨国公司地区总部、总部型机构作为境内上市公司，根据相关法规向其外籍员工实施A股股权激励，在外汇局办理境内上市公司外籍员工参与股权激励登记。外籍员工凭业务登记凭证复印件即可到境内银行直接办理境内上市公司外籍员工参与股权激励相关跨境收支、资金划转及汇兑业务。</p> <p>第十七条 便利跨国公司地区总部、总部型机构的外籍员工办理个人结售汇业务。持有永久居留身份证的外籍员工办理结售汇业务适用等值5万美元的年度便利化额度。</p> <p>第十八条 本实施办法内容根据国家宏观调控政策、跨境收支形势适时调整。</p> <p>第十九条 跨国公司地区总部、总部型机构和相关个人应依法依规开展业务，违规行为将根据《中华人民共和国外汇管理条例》等规定予以处罚。</p> <p>第二十条 本实施办法自发布之日起施行，未尽事宜按照现行规定办理。</p>	<p>続を行うことができ、銀行が業務実施三原則に基づき関連国際慣例を参考にして当該企業のために利便的なクロスボーダー金融サービスを提供する。</p> <p>第十六条 多国籍企業地域本部・本部型機構の外国籍従業員のA株ストックオプション資金管理を利便化する。多国籍企業地域本部・本部型機構が国内上場会社となり、関連法規に基づきその外国籍従業員にA株ストックオプションを実施する場合、外管局において国内上場会社外国籍従業員ストックオプション参加登記を行う。外国籍従業員は、業務登記の証憑の写しさえあれば、国内の銀行において直接、国内上場会社外国籍従業員ストックオプション参加に関わるクロスボーダー受払・資金振替および為替業務を行うことができる。</p> <p>第十七条 多国籍企業地域本部・本部型機構の外国籍従業員の個人両替業務の取扱を利便化する。永住身分証を保有する外国籍従業員が行う両替業務に5万米ドル相当の年間利便化限度額を適用する。</p> <p>第十八条 本実施弁法の内容は、国家のマクロコントロール政策・国際収支情勢に基づき、適時、調整する。</p> <p>第十九条 多国籍企業地域本部・本部型機構および関連する個人は、法に基づき規定に従い業務を行わなければならない、規定違反行為は、《中華人民共和国外貨管理条例》などの規定に基づき処罰する。</p> <p>第二十条 本実施弁法は、公布日より施行し、言及していない事項については、現行の規定に基づき取り扱う。</p>
---	---